

広島県告示第四百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
公益社団法人 福山観光コン ベンション協 会	福山市西町二 丁目一〇番一 号	令和六年三月 二十二日	広島県営鞆町鍛 冶駐車場の使用 料（駐車料金）	令和六年三月二七 日（令和六年四月 一日）令和一年 三月三十一日